また、上記の規定の適用を受ける法人にあっては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項又は法附則第９条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

［２～４　略］

**第十号様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙に十六　挿入］

第10号様式記載要領

１　この明細書は、２以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）、第６号の２様式又は第６号の３様式（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）、第６号の３様式（その２）（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）若しくは第６号の３様式（その３）（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して１通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し１通を添付すること。

［２～５　略］

６　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）が第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあっては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第８条の２の２第１項又は法附則第９条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第９条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

［２～４　同左］

**第十号様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙に十五　挿入］

第10号様式記載要領

１　この明細書は、２以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）、第６号の２様式又は第６号の３様式（法第72条の48第２項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）、第６号の３様式（その２）（法第72条の48第２項ただし書又は令和２年旧法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）若しくは第６号の３様式（その３）（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して１通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し１通を添付すること。

［２～５　同左］

６　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（令和２年改正法附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。